

一、第五番(三金金吉)第三條について説明を求め

町長及び町書記に説明す

一、第六番(喜田幸藏)徴収金及び徴収金納付の範囲の説明を求め
町長に答辯す

一、第七番(喜田幸藏)町長及び町書記に説明を求め

一、第八番(喜田幸藏)第三條について説明を求め

町長に答辯す

町長に答辯す

町長に答辯す

一、第九番(喜田幸藏)第三條について説明を求め

一、第十番(喜田幸藏)第三條について説明を求め

一、第十一番(喜田幸藏)第三條について説明を求め

町長に答辯す

一、第十二番(喜田幸藏)第三條について説明を求め

町長に答辯す

一、第十三番(喜田幸藏)第三條について説明を求め

町長に答辯す

町長に答辯す

町長に答辯す

一、第十四番(喜田幸藏)第三條について説明を求め

一、第十五番(喜田幸藏)第三條について説明を求め

一、第十六番(喜田幸藏)第三條について説明を求め

町長に答辯す

一、第十七番(喜田幸藏)第三條について説明を求め

町長に答辯す

一、第十八番(喜田幸藏)第三條について説明を求め

町長に答辯す

一、第十九番(喜田幸藏)第三條について説明を求め

第三番(井梅村十郎) 第五番(廣田喜四郎) 第十三番(設樂美知)

第三番(井梅村十郎) 第十番の修正説に賛成す

一議長(加藤市藏) 第十番の修正動議は三人以上の賛成者ありて成立せしむるを
議題として修正説賛成者に起立を命ず

起立者 全席

一議長(加藤市藏) 起立者全席なる旨を告ぐ

一議長(加藤市藏) 他には異議なきや否やに付採決する旨を告ぐ

採決を命ず

採決 全席

日程第五 福生町長と興修例廃止の件

一議長(加藤市藏) 本件を議題とする旨を告ぐ

一議長(加藤市藏) 第一読会を命ず旨を告ぐ

一町長(岸廣太郎) 従来町村制第八條により條例を以て参事を選出制度が

あつたが地方自治法の施行に伴ひ此の制度が廃止になつたので附随的に本條例を

廃止しようとするものであるとの理由を説明す



一第三番(井梅村十郎) 本件賛成に付直に議決を議とせんといふ

一議長(加藤市藏) 第三番説に付會議に諮るに異議なきに付採決すべき旨

を告ぐ賛成者に採決を命ず

採決 全席

日程第六 福生町税及賦課徴収條例の一部改正の件

一議長(加藤市藏) 本件を議題とする旨を告ぐ

一議長(加藤市藏) 第一読会を命ず旨を告ぐ

一町長(岸廣太郎) 地方税法の改正により昭和三十一年度から國税の地方移管に付加税

の廃止とすの変更があつたので本條例を改正しようとするものであるとの理由を説

明す

一第三番(井梅村十郎) 原案賛成に付直に議決を議とせんといふ

一議長(加藤市藏) 第三番説に付會議に諮るに異議なきに付採決すべき旨

を告ぐ賛成者に採決を命ず

採決 全席

日程第七 東京都区部第三救急院附加税臨時増徴條例設置の件

一議長(加藤市蔵)本件を議題とする旨を告ぐ

一議長(加藤市蔵)第一読会を閉じ目を告ぐ

一町長(岸徳太郎)昭和三十年度に於ける初級中等学校の建設、所収衛生費、増
加に於て相当多額の款項を必要とするので、町上にも得ず、地方税を第百十八條の規
定により、本年度に限り制限外課税をしようとするものであることを、提案を理由を説明す

一第二十五番(沢村武夫)第六時議案の町連事案

一第二十四番(西井田作)職課徴収條別本文について

一第二十三番(平井和正)商業純益の決定事案

一町長(岸徳太郎)及内田書記各答

一第二十二番(村野吉平)有楽町及び町内に於ける議事と関係について

一議長(加藤市蔵)第三十番議に付、会議に於いては、異議なきに付、採決すべし旨

を告げ、賛成者は挙手をも告ぐ

挙手 全 否

日程第八 町連事案に附する件

一議長(加藤市蔵)本件を議題とする旨を告ぐ



一議長(加藤市蔵)第一読会を閉じ目を告ぐ

一町長(岸徳太郎)本件を申請者の申請に於ては、全額認可を要する、大分議に九

番地二地先より同一番地先に在る新田町(道の差)土地の申請却る申請者

に賛成するが、公益上最も適当と認め、たゞ提案した旨を説明す

一第二十三番(平井和正)有楽町及び町内に於ける議事と関係について

一議長(加藤市蔵)第三十番議に付、会議に於いては、異議なきに付、採決すべし旨

を告げ、賛成者は挙手をも告ぐ

挙手 全 否

日程第九 監査会及び選任に附する件

一議長(加藤市蔵)本件を議題とする旨を告ぐ

一議長(加藤市蔵)第二読会を閉じ目を告ぐ

一町長(岸徳太郎)提案理由を説明す

一第二十六番(高田幸藏)無経費者の範囲について説明を求め

一町長(岸徳太郎)各答

一第二十七番(廣田壽郎)有楽町及び町内に於ける議事と関係について

一議長(加藤市藏) 第五番説に付會議に諮るに異議なきに付採決する旨を告ぐ

者に選舉牛を命ず

選舉 牛 全否

日曜第十福生町更紗惣裁縫会の本町は命の件

一議文(加藤市藏) 本件を議題とする旨を告ぐ

一議文(加藤市藏) 第一読会を南く旨を告ぐ

一議文(井徳太郎) 採定理由説明す

一第三十五番(加藤市藏) 採定理由を付面に確立議となすこととす

一議文(加藤市藏) 第三十五番説に付會議に諮るに異議なきに付採決する旨を告ぐ

百を告ぐ者には選舉牛を命ず

選舉 牛 全否

日曜第十一 倉庫屋限休繕工事請取の件

一議長(加藤市藏) 本件を議題とする旨を告ぐ

一議文(加藤市藏) 第一読会を南く旨を告ぐ

一議文(井徳太郎) 採定理由を説明す

諮問第一 田村道(路線)一部変更の件

一議文(加藤市藏) 本件に付町会の意見も諮る

田村議なり 〇の議あり

一議文(加藤市藏) 採定理由を付面に確立議となすこととす

選舉 牛 全否

一議文(加藤市藏) 本件を議題とする旨を告ぐ

一議文(加藤市藏) 採定理由を付面に確立議となすこととす

一第四番(田村太郎) 議長の議に附合する旨を告ぐ

賛成の議あり

一議文(加藤市藏) 第四番説に付會議に諮るに異議なきに付採決する旨を告ぐ

一議文(加藤市藏) 右の五名を詮議本町に指名す

第四番(田村太郎) 第五番(廣田幸藏) 第六番(廣田幸藏)

第三十三番(村野喜平) 第三十三番(平井初五郎)

一議文(加藤市藏) 採定理由を説明す

一議長(加藤市藏)四時四十分再会を宣す
一議長(加藤市藏)各名を報告す

財政各員	高橋角藏	田村福一	高橋三郎	森田幸藏
厚生各員	平井初五郎	田村利一	設樂美知	田村宇一
教育各員	廣田壽照	設樂美知	田村宇一	羽村榮吉
	平井初五郎	貴井伊作	児島信一	
	廣田壽照	村森真	川窪金吉	田村福一
	井上吉太郎	森田幸藏	森田誠重	
経済各員	並木竹松	児島信一	田村信	村尾昌三
	高水藤太郎	村野喜平	貴井伊作	
振興各員	井梅弥十郎	田村英太郎	天野由三	森田誠重
	張村武夫	村森真	高橋角藏	

會議録署名議員選舉

(議長)加藤市藏(署名議員)選舉は指名推薦により指名者を議長となす(き)
日を會議に諮い全名選舉に付指名推薦によることに決する旨を告げん

一議長 氏の名を指名一名毎に會議に諮い再議なく決す

並木竹松 田村信 高橋角藏

一議長 會議を閉する旨を宣告す

一議長(加藤市藏)第六回四會をの閉会を宣告す

午後五時

右會議の議決を録し其の相違なきことを證するため茲に四名を

昭和二十二年五月三十一日

加藤市會議長

加藤市藏

市會議員

並木竹松

田村信

第三聯議案

福生町監査委員條例設定、併

福生町監査委員條例別紙の通り設定するものとする。

昭和二十二年五月三十一日提出

福生町長 岸徳次郎

経政局
福生町
各課
課長

第四號議案

福生町吏員分限條例改定の件

福生町吏員分限條例別紙の通り改定するものとす。

昭和三年五月二十一日提出

福生町長 岸徳太郎

福生町吏員分限條例(案)

第一條 本町の吏員は懲戒處分その他別敘の規定がある場合を除くほか本條

例に依らなければ其の職を免せられることはない。

第二條 吏員が左の各號の二に該当するときは其の職を免することかである。

一 不具凝疾に因り又は身体若しくは精神の衰弱に因り職務を執ることが

できないとき

二 傷疾を度け若しくは疾病に罹り其の職を堪へることかであるとき

三 職務又は定員の改正により過員を生じたとき

前項に依りその職を免するときは福生町吏員懲戒本員會(以下懲戒本

員會と稱す)の審査を経て行ふ。

第三條 懲戒本員會は前條第一項第一号及第二号の審査をするときは予め

町医の意見を徴せなくてはならない。

第四條 吏員は罷職若しくは廢廳のときは当然退職する。

第五條 吏員が左の各号の一に該当するときは本人の同意があつた場合のほか

懲戒本員會の承認を得て休職を命ずることかである。

一 吏員懲戒條例の規定により懲戒委員会の審査に附せられたとき

二 刑事事件に關し起訴せられたとき

三 職制又は定員の改正により過員を生じたとき

四 事務の都合に依り必要があるとき

休職の期間は前項第一号及第二号の場合に在つたはその事件の懲戒委員会又は裁判所に係属中とし第三号及第四号の場合に満一年とする。

第六條 前條第一項第三号及第四号の場合においては休職期間満期に至つたときは當然退職する。

第七條 休職者は業務に従事しない外すべて現職者と異ならない。

第八條 第五條第一項第三号及第四号に依り休職を命ぜられた者には町長は事務の都合に依り何時でも復職を命ずることとする。

第九條 第五條に依り休職を命ぜられた者は其の休職中俸給の三分の一を給する。

附則

本條例は公布の日から之を施行する。

提案理由

從來規程で定められてゐた吏員の分限を五月三日付地方自治法の施行に關する内務次官の通牒の趣旨に基いて條例を以つて吏員の身分保障制度を設けようとするのであります。

議案第五號

福生町參與條例廢止の件

福生町參與條例別紙の通り廢止するものとする。

昭和二十二年五月三十一日提出

福生町長 岸徳次郎